

豊中市立（仮称）南校建設事業
公募型プロポーザル募集要項

令和3年 9月
豊中市

目次

1. 募集の主旨	3
(1) 本施設の基本方針	3
2. 事業の概要	5
(1) 事業名	5
(2) 募集方式	5
(3) 事業範囲	5
(4) 履行期間	5
(5) 業務限度額	5
(6) 事務局	5
3. 応募資格	6
(1) 用語の定義	6
(2) 応募者の構成	6
(3) 応募者を構成する法人の要件	6
(4) 応募資格要件（業務ごと）	7
4. 事業者の募集及び選定手続き等	9
(1) 事業スケジュール（予定）	9
(2) 本公募型プロポーザルのスケジュール	9
(3) 質疑及び回答	9
(4) 応募書類の提出	10
(5) 一次審査（書類審査）	10
(6) 提案書類の提出	10
(7) 二次審査（提案書類のプレゼンテーション・ヒアリング）	10
(8) 応募に関する留意事項	11
(9) 契約に関する事項	11
5. 市と事業者の責任分担	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 予想されるリスクと責任分担	13
6. その他	15

1. 募集の主旨

豊中市（以下「本市」という。）では、本市南部の庄内地域の6小学校、3中学校を2校（（仮称）庄内さくら学園、（仮称）南校）の施設一体型の義務教育学校に再編する「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」（平成29年（2017年）8月策定）に取り組んでいます。本事業は、庄内南小学校、庄内西小学校、千成小学校、第七中学校を再編し、千成小学校敷地と隣接するせんなりこども園敷地に、（仮称）南校（以下「本施設」という。）を建設するものです。

本施設については現在、建設中の（仮称）庄内さくら学園の設計図書を参考にしながら、安心・安全で快適な教育環境を整えることに加えて、変化する教育内容に対応し、将来に向けて質の高い教育を提供できる施設づくりをめざします。また、周辺環境への配慮や感染症の拡大防止など社会状況の変化にも対応できる施設としていく必要があります。

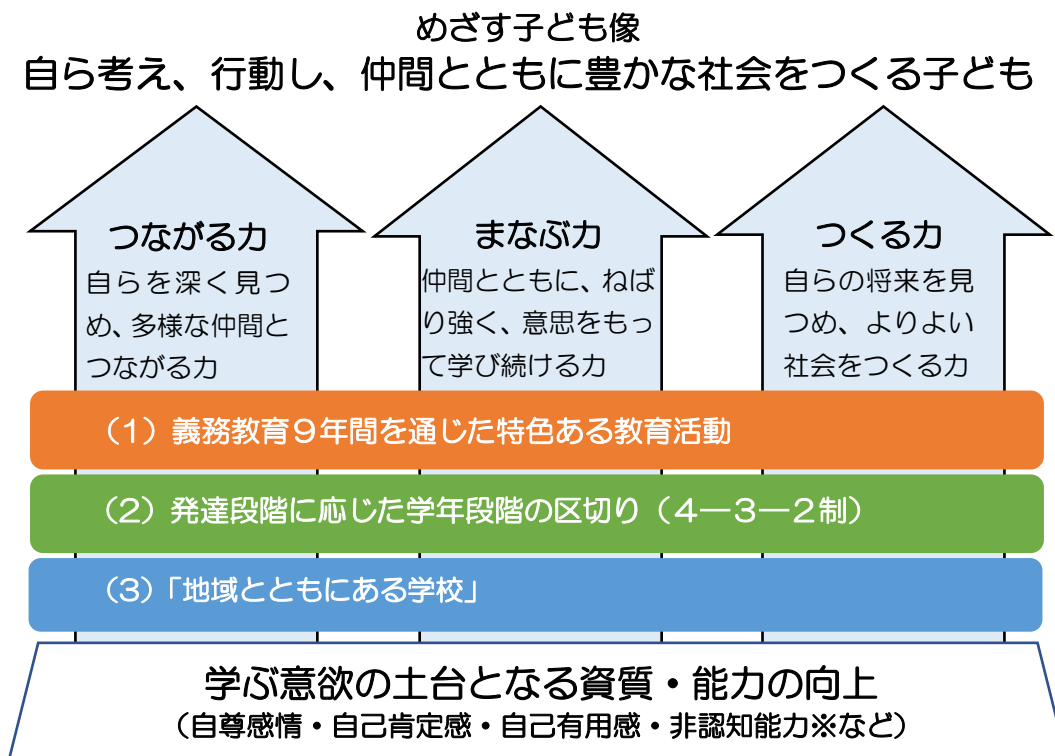
本事業は、設計・建設において幅広い高度な専門知識、技術力、創造性及び経験能力を要するものであることから、品質の確保、コスト縮減及び工期短縮等を勘案し、設計施工業務を一括して発注するものとし、価格だけでなく経験や技術力等を総合的に評価して事業者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用します。

（1）本施設の基本方針

本施設の整備にあたっては、庄内地域の課題である家庭事情を背景とした生活・学習課題に直面している子どもたちが多いという状況をふまえ、厳しい生活を背景に、自分に自信がもてない、将来の夢や目標がもてない、そのような子どもたちが自信と誇りを持てるように育てていく学校環境の構築をめざします。

本施設は、（仮称）庄内さくら学園と併設する（仮称）南部コラボセンターと連携することにより、子どもたちの学びや育ちを推進する取り組みを行い、学校と公共図書館との連携、家庭（放課後）学習支援、「目標に向かって頑張る力」・「他の人とうまく関わる力」・「感情をコントロールする力」などの育成講座の開催や家庭教育の支援などを行います。

本施設のコンセプトは次に示すとおりです。



※「非認知能力」とは、認知能力（例えば、「数がわかる」や「字が書ける」など、IQや学力テストなどで測れる力のこと）に対して、IQなどで数値化がしにくい内面の力のことです。例えば、「目標に向かって頑張る力」や「他の人とうまく関わる力」、「感情をコントロールする力」など。

(ア) 義務教育9年間を通じた特色ある教育活動

① 1～9年生までの異学年交流

異学年が学校行事や集団活動と一緒に取り組むことで、多様なものの見方や考え方等に触れる機会を創出する。

② 特色ある教育活動の展開

地域（調べ学習、ゲストティーチャー）、生き方（キャリア教育）、表現（演劇、ミュージカル、音楽活動）や「目標に向かって頑張る力」・「他の人とうまく関わる力」・「感情をコントロールする力」などの育成をテーマとした「特色ある教育活動」を実施する。

③ 英語教育の充実

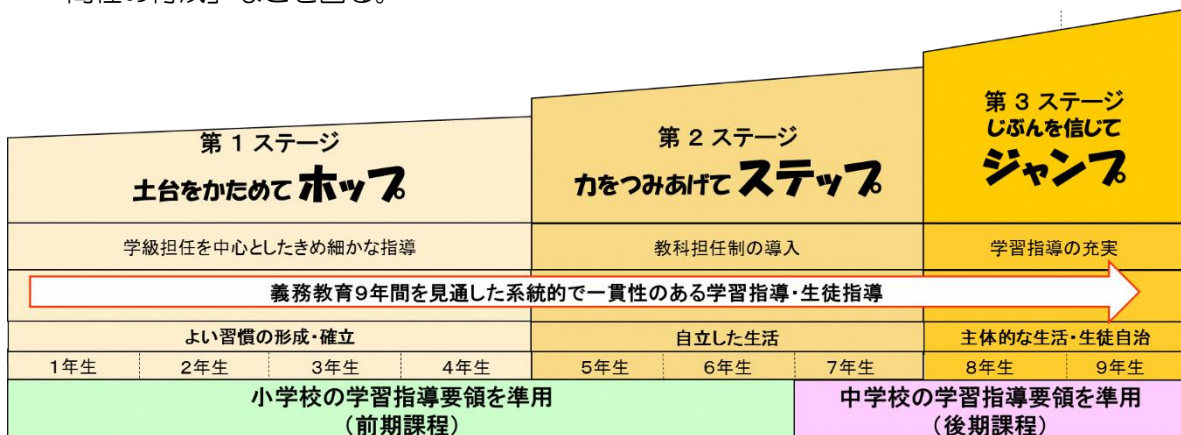
AET（Assistant English Teacher：外国人英語指導助手）の常駐により、1年生から英語に日常的に触れられる環境を整える。

④ 食育の推進

高い衛生水準を確保した安心・安全でおいしく栄養のバランスを考慮した給食を提供する。また、給食を教材として継続的な食育を推進する。

(イ) 発達段階に応じた学年段階の区切り

義務教育9年間を通じて一貫性のある指導を行うとともに、学年段階を「4年 - 3年 - 2年」の3段階に区切り、指導区分ごとに「つけたい力」や「具体的な目標」などを設定し、各段階に応じた教育活動の工夫や充実を図ることで、「確かな学力の向上」や「豊かな人間性の育成」などを図る。



(ウ) 地域とともにある学校

本施設では、学校が掲げる「めざす子ども像」や「教育目標」などを共有するとともに、その実現に向けた方策や課題対応などをともに検討できるよう、（仮称）南部コラボセンターとの連携やコミュニティスクール（学校運営協議会）の導入により、これまで以上に保護者や地域住民の参画を得て学校を運営する仕組みを構築する。

2. 事業の概要

(1) 事業名

豊中市立（仮称）南校建設事業

(2) 募集方式

公募型プロポーザル方式

(3) 事業範囲

- 基本設計、実施設計業務
- 設計業務に係る各種申請業務
- 基本設計、実施設計業務にかかる各種説明会、各会議の支援業務
- 本施設の工事に関する工事監理業務
- 本施設の施工業務
- 既存施設（千成小学校及びせんなりこども園）の解体業務
- 地質調査業務などその他の要求水準書による業務

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月16日

(5) 業務限度額

計	129.5億円（消費税込）	
令和4年度（2022年度）支払い限度額		0.9億円（消費税込）
令和5年度（2023年度）支払い限度額		27.7億円（消費税込）
令和6年度（2024年度）支払い限度額		41.2億円（消費税込）
令和7年度（2025年度）支払い限度額		59.7億円（消費税込）

(6) 事務局

豊中市財務部施設課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所第二庁舎5階

電話：06-6858-3441 FAX：06-4865-6157

E-mail：shisetsu-taishin@city.toyonaka.osaka.jp

3. 応募資格

本募集への応募資格については、次に定めるとおりとします。ただし、応募申込後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。なお、本募集要項を公示した日から応募申込までの期間において、3. (3) 応募者を構成する法人の要件を満たさない場合は、応募することができません。

(1) 用語の定義

構成員	応募者を構成する法人で、市と直接事業契約を締結する者
代表企業	応募者を構成する法人で、応募者を代表し、市と協議・調整等を行う者
協力企業	応募者を構成する法人で、構成員から業務の一部を受託・請負する予定の者
資本面において密接な関連のある者	当該法人の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
人事面において密接な関連のある者	当該法人の役員を兼ねている者

(2) 応募者の構成

- (ア) 応募者は、設計業務、工事監理業務及び施工業務を行うことができる、共同企業体（分担施工方式）とする。
なお、本市に本社又は本店を置く企業を3社以上含んだ複数の者で構成すること。
- (イ) 応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。ただし、工事監理業務と施工業務を同一の者又は資本面もしくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。
- (ウ) 応募申込書の提出期限以降、代表企業、構成員及び協力企業の変更及び追加は、応募資格の喪失の場合など本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

(3) 応募者を構成する法人の要件

- (ア) 本市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (エ) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (オ) 消費者との間で（本市在住の消費者に限る。）係争案件がないこと。
- (カ) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は、執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (キ) 最近2年間の公租公課を滞納していないこと。
- (ク) 労働関連法令に違反し官公署から摘発、又は、勧告等を受けていないこと。
- (ケ) 本事業に係る評価委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (コ) 本プロポーザルに応募する他の共同企業体の構成員又は協力企業でないこと。
- (サ) 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (シ) 事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ①株式会社日建設総合研究所
- ②弁護士法人関西法律特許事務所

(4) 応募資格要件（業務ごと）

設計業務・工事監理業務、又は、施工業務を行う者については、それぞれ次に掲げる要件を満たす者としてします。

(ア) 設計業務・工事監理業務を行う者の応募資格要件

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ②本設計業務の管理技術者となる者が、一級建築士の資格を有し、設計事務所と応募申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ③平成22年（2010年）4月1日以降現在まで、設計完了した施設一体型小中一貫校、義務教育学校の新築または増・改築に係る校舎延べ床面積3,000㎡以上の新築または増・改築に係る延べ床面積3,000㎡以上の設計業務実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- ④豊中市測量及び建設コンサルタント業務の建築一般の認定を受け、豊中市建設工事等入札参加者審査点数算定要領（平成10年7月14日制定）の規定による豊中市測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格の建築一般の審査点数が270点以上であること。

(イ) 施工業務を行う者の応募資格要件

複数の者で業務を行う場合は、少なくとも1人以上が全ての要件を満たすこと。

- ①建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を有し、営業年数が5年以上であること。
- ②平成22年（2010年）4月1日以降現在まで、延べ面積3,000㎡以上の公共施設の新築、増築又は大規模改修工事を施工した実績を有すること。
- ③施工業務を行う者及びその協力企業として参加する下請企業は、建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ④建築工事について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が1,500点以上（豊中市内に本店を有する者にあっては800点以上）であること。
- ⑤本工事の着工日において、現場代理人を工事現場に常駐で配置し得ること。ただし、本業務における公募の応募申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。
- ⑥本工事の着工日において、建築工事に対応する監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、本業務における公募の応募申込書の提出日現在において、3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。なお、監理技術者は現場代理人との兼務を可能とする。
- ⑦監理技術者は次に掲げる両方の基準を満たすこと。
 - ・一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 申込制限

共通の応募資格要件の規定にかかわらず、次に該当する単体企業は、本業務に係る公募に応募することができません。

- ・募集要項公表日前1年以内に竣工した3千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、60点未満の工事成績を取得したことがある者（公表日前1年以内に竣工した3千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、80点以上の工事成績を取得したことがある者を除く。）であって、当該60点未満の工事成績を取得した3千万円以上の工事の竣工日から6か月（平成24年3月31日以前に公告又は指名通知を行った工事に対する竣工検査に

あつては3か月)を経過していない者。

(工) その他条件

本市内企業の育成に寄与するため、契約金額の100分の30以上の額を、下請や資材において本市において本店を置く企業から調達すること。

4. 事業者の募集及び選定手続き等

(1) 事業スケジュール（予定）

このスケジュールはあくまで予定であり、提案内容に応じて提案を行うこと。

(ア) 設計着手 令和4年（2022年）8月（契約締結後）

(イ) 実施設計完成・計画通知審査完了 令和6年（2024年）4月

(ウ) 引渡 令和8年（2026年）2月

(2) 本公募型プロポーザルのスケジュール

募集要項等の公表 豊中市ホームページ掲載 http://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosyo/proposal	令和3年（2021年） 9月下旬
一次審査質問書の受付締切	令和3年（2021年） 10月21日（木）午後1時まで
一次審査質問書の回答	令和3年（2021年） 11月5日（金）
応募書類（参加表明書、参加申出書及び資質表明書等） の提出期限	令和3年（2021年） 11月22日（月）午後5時まで
応募資格確認基準日	当該応募者の応募書類提出日
一次審査結果の通知	令和3年（2021年） 12月20日（月）
二次審査質問書の受付締切	令和4年（2022年） 1月14日（金）午後1時まで
二次審査質問書の回答	令和4年（2022年） 2月4日（金）
技術提案書及び見積書の提出締切	令和4年（2022年） 2月28日（月）午後5時まで
技術提案書に対する プレゼンテーションとヒアリング	令和4年（2022年） 3月下旬
優先交渉権者決定公表（優先交渉権者の決定）	令和4年（2022年） 4月上旬

※日程に変更がある場合は豊中市ホームページに掲載します。

(3) 質疑及び回答

(ア) 質疑の資格

応募希望者とします。

(イ) 質疑の方法等

「質問書（様式第9号）」に質問の要旨を簡潔に記入の上、FAX又は電子メールにて次の質疑受付先に送付してください。提出後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

(ウ) 質疑受付期間

一次審査：令和3年（2021年）10月21日（木）午後1時まで

二次審査：令和4年（2022年）1月14日（金）午後1時まで

(エ) 質疑受付先

豊中市財務部施設課

電話：06-6858-3441 FAX：06-4865-6157

E-mail：shisetsu-taishin@city.toyonaka.osaka.jp

(オ) 回答

質疑に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、一次審査に関する回答を令和3年(2021年)11月5日(金)、二次審査に関する回答を令和4年(2022年)2月4日(金)に事務局のホームページに掲載します。なお、質疑の回答は、本募集要項と同様の効力を有するものとします。

(4) 応募書類の提出

本事業の応募者は応募書類作成要領等に基づき、応募書類を提出してください。

(ア) 提出期限

令和3年(2021年)11月22日(月)まで。受付期間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝日を除く)。

(イ) 提出方法

提出期間内に事務局に持参し、提出してください(郵送は不可)。

(5) 一次審査(書類審査)

市は、提出された応募書類を豊中市立(仮称)南校建設事業審査基準に基づき審査し、二次審査への応募を求める者を選定します。

(ア) 応募資格確認基準日

当該応募者が応募書類を提出した日

(イ) 一次審査結果の通知

一次審査結果は、応募資格確認基準日以降にそれぞれ通知します。なお、応募資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該結果を取り消すことがあります。

(ウ) 参加資格の喪失

応募者の構成員が、応募資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の応募資格を取り消すものとします。

ただし、代表企業以外の者が応募資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とします。なお、構成員の除外は当該企業の除外後も応募者が応募資格要件を満たす場合のみ認めます。

(6) 提案書類の提出

本事業の応募者は提案書類作成要領に基づき、提案書類を提出してください。

(ア) 提出期限

令和4年(2022年)2月28日(月)まで。受付期間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(祝日を除く)。

(イ) 提出方法

提出期間内に事務局に持参し、提出してください(郵送は不可)。

(7) 二次審査(提案書類のプレゼンテーション・ヒアリング)

一次審査で選定された者に対して、提案内容の説明、及び提案書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、以下のとおり二次審査を実施します。

(ア) 二次審査実施日

令和4年(2022年)3月下旬 ※開始時間等の詳細は別途通知する

(イ) プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法

時 間：1者につき約40分(説明20分・質疑20分)

出席者：1者につき5名まで

内 容：提案内容、提案書類等についての説明及び審査委員による質疑

(ウ) 審査結果の通知

豊中市立(仮称)南校建設事業審査基準に基づき審査の上、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を選定し、応募者に通知します。

なお、審査に対する一切の異議の申立ては認めません。

(8) 応募に関する留意事項

(ア) 失格事項

提案書類が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となることがあります。

- ① 本案件期間中に、上記3. 応募資格で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ② 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ③ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ④ プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ⑤ 一団体で複数の提案をしたとき
- ⑥ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑦ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ⑧ 法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めたとき

(イ) 費用負担

応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

(ウ) 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(エ) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本事業において公表等を必要と認める場合は、市は、事前に応募者と協議の上で、提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

(オ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととします。

(カ) その他

本事業の事業者選定にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知します。

(9) 契約に関する事項

(ア) 契約に関する協議

市は、提案書類及びヒアリング内容に基づき、優先交渉権者と契約に関する協議を行います。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合には、次点交渉権者と協議を行います。

(イ) 契約の締結

本業務は豊中市議会の承認が必要であるため、優先交渉権者と仮契約を締結後、令和4年（2022年）7月議会での承認後契約締結に至るものとします。

(ウ) 契約保証金

契約締結までに、契約金額の100分の10以上の保証金を付すものとします。

(エ) その他定めのない事項

契約内容には、「その他定めのない事項については発注者と受注者とが協議して定める」とする規定を含めます。

5. 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすことを基本とします。施設的设计・建設及び既存施設の解体の責任は、原則として事業者が負うものとしますが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、次に示すとおりであり、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行ってください。

リスク分担案

(○主分担 △従分担)

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
全段階共通	募集リスク	公募書類の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		
	応募リスク	応募費用の負担		○	
	契約リスク	市の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの	○		
		事業者の責めにより契約が結べない、又は遅延によるもの		○	
	制度関連リスク	行政リスク	議会承認が得られない場合(※1)	△	△
			市の事業方針の変更によるもの	○	
		法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
	上記以外の変更に関するもの			○	
	許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するもの	○		
		事業者が取得すべき許認可に関するもの		○	
	社会リスク	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合	○	
			事業者による調査、設計、建設、解体等に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○
		第三者賠償リスク	市の責めによるもの	○	
	事業者の責めによるもの			○	
	環境問題リスク	土壌汚染に関するもの	○		
		調査、設計、建設、解体等における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○	
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの(※2)	○	△	
	物価変動リスク	事業期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減	○		
		上記以外に費用増減		○	
	債務不履行リスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合			○		
市の都合により本事業が継続されない場合		○			

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
調査・設計・解体・建設段階	用地リスク	市が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		○
		上記以外のもの	○	
	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
		事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備に関するもの		○
	建設費用増大リスク	市の要請による費用超過、建設遅延に関するもの	○	
		上記以外の要因による費用超過、建設遅延に関するもの		○
	遅延リスク	市の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	施設性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○	
什器備品等調達納品遅延リスク	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	○		
	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		○	
技術進歩リスク	施工段階における技術進歩に伴い、市の事由により設計施工内容に変更が必要となる場合	○		

※1 事由の如何を問わず市及び事業者は自らに発生する費用を負担

※2 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する

（事業者が基本的な対策を怠っていたと認められる場合は別途協議するものとする）

*「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動、感染症のまん延その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（事業契約書等で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は含まれない。

6. その他

- (1) 募集要項等に記載の基準等について、国並びに大阪府及び本市の基準等が変更となった場合等には、本募集要項に記載の内容を変更する場合があります。
- (2) 本業務の実施にあたっては、技術提案書に記載された管理技術者（設計）及び監理技術者は特別な理由があると認められる場合を除き変更できません。
- (3) 現地見学会以外で無断に敷地内へは立ち入らないでください。また、個別に現地確認を行う場合は、近隣等へ迷惑（車の駐停車等）がかからないよう十分配慮をしてください。
- (4) 事務局は、優先交渉権者選定後、選定された事業者の提出案に拘束を受けないものとしします。
- (5) 優先交渉権者は、本業務に関わる各種説明会、会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行うものとしします。